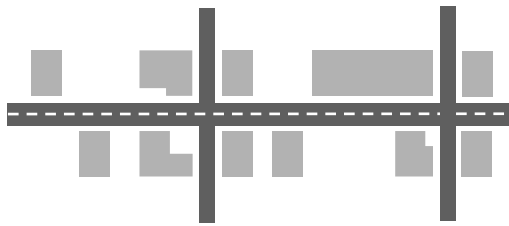


## 建築基準法第42条第2項の道路とは

道路は、車の通行や歩行など一般の交通の用に供するものであることはもちろんですが、建築基準法においては特に、災害時の避難路、消防活動の場、建築物の日照、採光、通風の確保など、安全で良好な生活環境を形成する上で大変重要な機能を果たすものとしています。



道路は交通の用に供するとともに、

- ◆ 災害時の避難路
- ◆ 消防活動の場
- ◆ 日照・採光・通風の確保

など、重要な機能を果たしています。

建築基準法の道路は、建築基準法第42条に規定しており、一般に道路法や都市計画法の道路などで、幅員が4m以上のものを道路と定義しています。しかしながら現実の市街地には、建築基準法が施行された昭和25年当時の既成市街地において建築物が建ち並んでいた幅員4m未満の道が数多く存在しており、これらの道に対し、特定行政庁が指定したものについては幅員が4m未満であっても、道路中心から2m後退した線を道路境界線とみなして、建築物を建築する際には敷地を後退していただくこととしています。

(第42条)「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員4m以上のものをいう。

- ◆ 第42条第1項第1号道路・・・道路法による道路
- ◆ 第42条第1項第2号道路・・・都市計画法などによる道路



しかし、現実の市街地には昭和25年当時建物が建ち並んでいる幅員4m未満の道が数多く存在しています。

これらの道に対し、特定行政庁が指定したものを第42条第2項道路とし、一般に「2項道路」と呼ばれています。